



答申第 441 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け神ここ第 2242 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 児童扶養手当に係る公的年金等受給者との併給調整に伴う差額支給金額の算定並びに管理を行うために、電子計算機処理を行うことは不可欠であり、当該事業の迅速かつ正確な事務執行を確保する観点から公益に資するものであると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加について
(条例第 11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎：条例第 11 条第 2 項に該当する情報

下線部分：今回の追加項目

【本人の情報】

福祉個人番号

証書番号

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

年齢

性別

電話番号

申請日

当初支給開始日

受給者区分

資格取得年月

障害区分（有無）

配偶者（有無）

生活保護受給・就職の状況

◎在留期限（開始日・終了日）

所得年度

所得金額（総所得・分離所得・繰越損失・所得控除等の内訳）

扶養者数（控除対象扶養親族・年少扶養親族等の内訳）

◎養育費（金額，受取者）

公的年金・遺族補償の状況（受給区分，証書番号，種類，公的年金受給予定年月，受給額）

手当ランク

手当額

振込口座情報（金融機関名，支店名，口座種別，口座番号，口座カナ名義）

転入年月日・転出年月日

前住所・転出先

【世帯員に関する情報】 ※は配偶者・扶養義務者のみ

福祉個人番号

世帯員区分

住所

氏名
生年月日
続柄
世帯開始年月・終了年月
同居区分
登録日
無効区分
無効入力日
所得年度（※）
所得金額（総所得・分離所得・繰越損失・所得控除等の内訳）（※）
扶養者数（控除対象扶養親族・年少扶養親族等の内訳）（※）

【対象児童の情報】

福祉個人番号
住所（漢字・コード）
氏名（漢字・カナ・アルファベット）
通称名（漢字・カナ）
生年月日
電話番号
続柄
申請日
監護・養育日
決定日
申請区分
同居区分
対象開始年月
対象終了年月
廃止日
廃止事由
廃止区分
障害区分（有・無）

◎在留期限（開始日・終了日）

有期終了年月
有期事由
児童の父・母の情報
所得年度
所得金額（総所得・分離所得・繰越損失・所得控除等の内訳）
扶養者数（控除対象扶養親族・年少扶養親族等の内訳）
公的年金・遺族補償の状況（受給区分，年金番号・コード，受給額）